

第3次小城市男女共同参画プラン さくらプラン



[表紙の写真]

撮影地：小城公園

武田 誠司（フォトグラファーズ SAGA）



ご あ い さ つ

～男女がともに認めあい、支えあい、
希望あふれる小城市をめざして～

人口減少が進み、少子高齢化が進展する中、男女共同参画社会基本法では、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

小城市では、平成19年3月に「第1次小城市男女共同参画プラン」を策定し、さらに平成29年3月には「DV防止法に基づく市町村基本計画」及び「女性活躍推進法に基づく市町村推進計画」としても位置付ける「第2次小城市男女共同参画プラン」を策定し、一体的に取り組んできました。

令和2年から続く新型コロナウイルス感染症感染拡大により、経済への影響は長期化し、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。

また、近年多発している自然災害への対応や、誰一人として取り残さない持続可能な社会の実現に向けた取り組みなど、将来を見据えた新たな対応においても、男女共同参画の視点が必要です。

このような状況を踏まえ、本市では、これまで推進してきたプランの考え方を継承、発展させるとともに、更なる男女共同参画の推進を図るため「第3次小城市男女共同参画プラン さくらプラン」を策定いたしました。

今後、このプランに基づき、市民、事業者、関係機関や各種団体の皆様とともに、男女共同参画社会の形成とその実現を目指してまいりたいと考えておりますので、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたり、御尽力をいただきました小城市男女共同参画審議会委員の皆様はじめ、市民・中学生意識調査で貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和4年3月

小城市長 江里口 秀次

- 目次 Contents -

第1章 プランの策定にあたって

- 1. プラン策定の趣旨 1
- 2. プラン策定の背景 2
- 3. これまでの取組・現状と課題 5

第2章 プラン策定の方針

- 1. プランの位置付け 15
- 2. プランの構成 15
- 3. プランの期間 15
- 4. プランの名称 15
- 5. SDGsについて 16

第3章 プランの内容

- 1. プランの目標 17
- 2. プランの体系 18
- 3. 施策の展開のみかた 19
- 4. 施策の展開 20
- 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり 20
 - 施策の方向（1） 男女共同参画の意識づくり
 - 施策の方向（2） 男女共同参画に関する教育・学習の推進
- 基本目標Ⅱ 男女が共に参画する社会づくり 28
 - 施策の方向（3） 家庭や地域における男女共同参画の推進
 - 施策の方向（4） 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり 34
 - 「小城市女性の活躍推進計画」
 - 施策の方向（5） 女性の活躍推進への意識改革
 - 施策の方向（6） 女性の活躍に向けた働きやすい環境づくり
 - 施策の方向（7） 市内における男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会づくり	・・・・・・・・43
施策の方向(8) 生涯を通じた心と身体健康づくりの推進	
施策の方向(9) 生活に困難を抱えたあらゆる人が安心して暮らせる環境づくり	
施策の方向(10) ハラスメント等の防止	
施策の方向(11) 地域防災における男女共同参画の推進	
基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり	・・・・・・・・51
「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」	
施策の方向(12) DVを許さない意識づくりの推進	
施策の方向(13) 安心して相談できる体制の整備	
施策の方向(14) 被害者支援の充実	
施策の方向(15) 関係機関の連携・協力	

第4章 プランの推進

1. プランの推進体制	・・・・・・・・61
2. 市民及び事業者等との連携と協働	・・・・・・・・61
3. 国・県等との連携	・・・・・・・・61
4. プランの進行管理	・・・・・・・・61

付属資料

1. 成果目標・数値目標一覧	・・・・・・・・62
2. 男女共同参画社会基本法	・・・・・・・・65
3. 小城市男女共同参画審議会設置条例	・・・・・・・・70
4. 小城市男女共同参画審議会 委員名簿	・・・・・・・・71
5. 第3次小城市男女共同参画プラン 策定経過	・・・・・・・・72
6. 男女共同参画の推進のあゆみ(年表)	・・・・・・・・73
7. 用語解説	・・・・・・・・78

第1章 プランの策定にあたって

1. プラン策定の趣旨

男女共同参画社会基本法第2条第1号において、「男女共同参画社会の形成」とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会を形成すること」と定義されています。

また、同法の前文において、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」とされています。

小城市においては、平成19年に、「第1次小城市男女共同参画プラン」(以下「第1次プラン」という。)を策定しました。平成29年には、「第2次小城市男女共同参画プラン」(以下「第2次プラン」という。)を策定し、5つの基本目標ごとに成果目標と施策の方向を定めました。また、施策の達成状況を明確にするため、数値目標を設けて男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施してきました。

このことにより、男女共同参画社会の実現に向け、男女平等に関する意識への理解は進んできました。しかし、ライフスタイルや世帯構造の変化など取り巻く環境は大きく変化しているにもかかわらず、様々な社会制度や慣行においては、依然として男女間の格差などが根強く残っています。

このような状況を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、今後も更なる取組を推進するため「第3次小城市男女共同参画プラン」(以下「第3次プラン」という。)を策定します。

2. プラン策定の背景

(1)世界・国・佐賀県・小城市の動き

①世界の動き

年	世界の動き
2017年 (平成29年)	<p>ベトナム・フエにて「APEC 女性と経済フォーラム 2017」が開催。テーマ「変わりゆく世界における女性の包摂及び経済的エンパワーメントの強化」。</p> <p>イタリア・タオルミーナにて「G7 男女共同参画担当大臣会合 2017」が初めて開催。国際社会が直面する男女共同参画、女性活躍等について意見交換を実施。</p>
2018年 (平成30年)	<p>国連本部(ニューヨーク)にて「第62回国連婦人の地位委員会」が開催。優先テーマ「農山漁村の女性と女児のジェンダー平等とエンパワーメント達成のための課題と機会」。</p> <p>パプアニューギニア・ポートモレスビーにて「APCE 女性と経済フォーラム 2018」を開催。テーマ「デジタル時代に女性と少女が前進する機会をつかむために」。</p>
2019年 (平成31年/令和元年)	<p>東京で「第5回国際女性会議 WAW!/W20」が開催。8か国の外務大臣をはじめ、世界各国から約3,000人が参加。総理からは、女性活躍推進のための取組と成果を報告。</p> <p>G20 大阪サミットにおいては、女子教育を含む女性のエンパワーメントに関し、取り組む決意を表明。</p> <p>国連本部(ニューヨーク)で「第63回国連婦人の地位委員会」が開催。優先テーマ「ジェンダー平等と女性と少女のエンパワーメントのための社会保護システム、公共サービスならびに持続可能なインフラへのアクセス」。</p> <p>チリ・ラ・セレナにて「APC 女性と経済フォーラム 2019」が開催。テーマ「経済への女性の包摂の推進」。</p>

②国の動き

年	国の動き
2017 年 (平成 29 年)	<p>「改正育児・介護休業法」及び「改正男女雇用機会均等法」が施行。 政府は「働き方改革実行計画」を決定。 政府は「女性活躍加速のための重点方針 2017」を策定。 政府は待機児童解消をめざす「子育て安心プラン」を公表。 刑法の一部改正法が施行され、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等の実施。 国家公務員の旧姓使用が拡大。 「改正育児・介護休業法」が施行。</p>
2018 年 (平成 30 年)	<p>「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行。また、男女共同参画会議において「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について」を決定。 政府は「女性活躍加速のための重点方針 2018」を策定。</p>
2019 年 (平成 31 年/令和元年)	<p>「働き方改革関連法」が施行。 元号が「平成」から「令和」へ改元。 「女性活躍推進法」において、行動計画の策定義務対象拡大・情報公表の強化等を内容とする法律が成立。</p>
2020 年 (令和 2 年)	<p>「第 5 次男女共同参画基本計画」を閣議決定。</p>

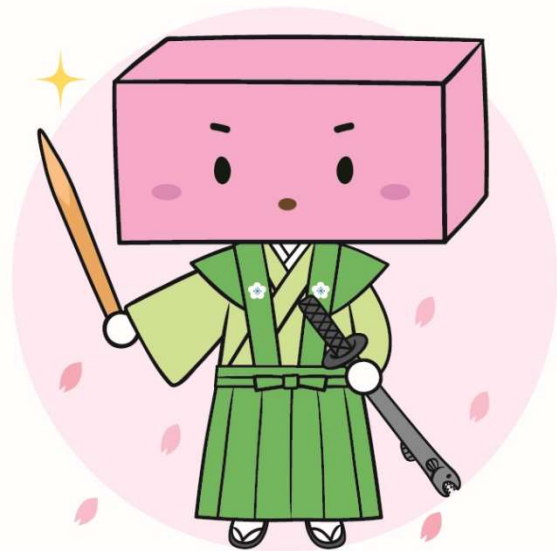
③佐賀県の動き

年	佐賀県の動き
2017 年 (平成 29 年)	<p>「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として、「パープル・ライトアップ」実施。</p>
2019 年 (平成 31 年/令和元年)	<p>「第 4 次佐賀県 DV 防止・被害者支援基本計画」を策定。 「男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査(3,000 人)」を実施。</p>
2021 年 (令和3年)	<p>「第 5 次佐賀県男女共同参画基本計画」を策定。</p>

④小城市の動き

年	小城市の動き
2017年 (平成29年)	「第2次プラン」を策定。 毎年、年次ごとの事業実施進捗の確認、公表。
2018年 (平成30年)	「男女共同参画及び女性の活躍推進に関する事業所アンケート(従業員数概ね10人以上の市内事業所)」を実施。
2021年 (令和3年)	「男女共同参画に関する市民意識調査(2,000人)」を実施。 「男女共同参画に関する中学生意識調査(中学2年生)」を実施。
2022年 (令和4年)	「第3次プラン」を策定。

第2次プラン策定以降の世界や国、佐賀県、小城市における男女共同参画を推進する取組や関連法の施行等の社会情勢を考慮し、第3次プランを策定します。



3. これまでの取組・現状と課題

(1) これまでの取組

小城市では、平成17年7月に、市役所内の推進体制として市長を本部長とし、副市長・教育長及び部長級で構成する「小城市男女共同参画推進本部」を設置し、同年10月には、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に定める「市町村男女共同参画計画」を策定するにあたり「小城市男女共同参画プラン策定懇話会」を設置しました。

平成19年3月に、平成19年度から平成28年度までを計画期間とする「第1次プラン」を策定し、3つの政策と20の施策により男女共同参画に関する取組を推進してきました。

平成23年には、平成24年度から平成28年度までを計画期間として後期重点項目と目標値の設定を行いました。

また、平成26年3月には、平成26年度から平成28年度までを計画期間とする「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」を策定し、庁内関係部署、関係機関と連携を図りながら、総合的にDV対策を推進してきました。

平成27年に「小城市男女共同参画審議会」を設置し、平成29年3月には、平成29年度から令和3年度までを計画期間とする「第2次プラン」を策定しました。第2次プランは、「小城市女性の活躍推進計画」と「小城市配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画」を計画内に位置づけ、5つの基本目標及び計画推進のための指標を設定し、令和3年度までの目標値を定め、目標達成に向けて取組を推進してきました。

男女共同参画についての研修会の開催や、市民・市内事業所・市職員に対する意識啓発を行うとともに、仕事と生活の調和が実現できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。

(2)市の現状

①社会情勢の変化

ア 人口構成

令和2年国勢調査第1次基本集計結果によると、小城市の人口は5年前の平成27年調査44,259人から307人(減少率0.69%)減少して43,952人になっています。15年前の平成17年調査45,851人からは1,899人(減少率4.14%)減少しています。

同じく令和2年国勢調査の性別割合では、女性約52.74%、男性約47.26%で、平成17年以降の性別割合から大きな変更はなく、女性の割合が高くなっています。

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	比較 (H27-R2)
総人口	45,851人	45,133人	44,259人	43,952人	△307人
女性	24,225人	23,952人	23,436人	23,180人	△256人
男性	21,626人	21,181人	20,823人	20,772人	△51人

(資料:国勢調査)

イ 家族構成

令和2年国勢調査第1次基本集計結果によると、小城市の世帯数<一般世帯>は平成27年調査14,731世帯から15,862世帯に増加しています。しかし、世帯<一般世帯>当たり人員は、2.96人から2.72人に、3世代世帯数も2,232世帯(世帯総数の15.15%)から1,676世帯(同10.57%)に減少しています。一人暮らし高齢者世帯は、増加して1,258世帯(同8.54%)から1,636世帯(同10.31%)となっています。夫婦のみの世帯は、2,921世帯(同19.83%)から3,282世帯(同20.69%)と増加しており、夫婦と子どもからなる世帯は、4,628世帯(同31.42%)から4,813世帯(同30.34%)と減少しています。夫婦と子どもからなる世帯で18歳未満の子どもがいる世帯では、2,566世帯(同17.42%)から2,693世帯(同16.98%)と世帯数は増加していますが、世帯総数に占める割合は減少しています。18歳未満の子どもがいるひとり親世帯(核家族)については、371世帯(同2.52%)から354世帯(同2.23%)と世帯数は減少しています。

このことから小城市においても、少子・高齢化により家族構成が変化していることが見受けられます。

第1章 プランの策定にあたって

	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	比較 (H27-R2)
世帯数<一般世帯>	14,276 世帯	14,731 世帯	15,862 世帯	1,131 世帯
世帯<一般世帯>当たり人員	3.11 人	2.96 人	2.72 人	△0.24 人
3 世代世帯数	2,291 世帯	2,232 世帯	1,676 世帯	△556 世帯
一人暮らし高齢者世帯	1,061 世帯	1,258 世帯	1,636 世帯	378 世帯
夫婦のみの世帯	2,645 世帯	2,921 世帯	3,282 世帯	361 世帯
夫婦と子どもからなる世帯	4,709 世帯	4,628 世帯	4,813 世帯	185 世帯
18 歳未満の子どもがいる夫婦と 子どもからなる世帯	2,636 世帯	2,566 世帯	2,693 世帯	127 世帯
18 歳未満の子どもがいるひとり 親世帯(核家族)	373 世帯	371 世帯	354 世帯	△17 世帯

(資料:国勢調査)

ウ 就業構造

平成 27 年国勢調査第 2 次基本集計結果によると、小城市では 25 歳～54 歳の男性の労働力人口は、平成 22 年調査の 7,606 人(総労働力人口の 32.30%)から 7,247 人(同 31.09%)と減少しており、女性の労働力人口も 6,680 人(同 28.37%)から 6,590 人(同 28.27%)と減少しています。

男女の高齢者の労働力人口は、2,218 人(同 9.42%)から 2,799 人(同 12.01%)と増加しています。

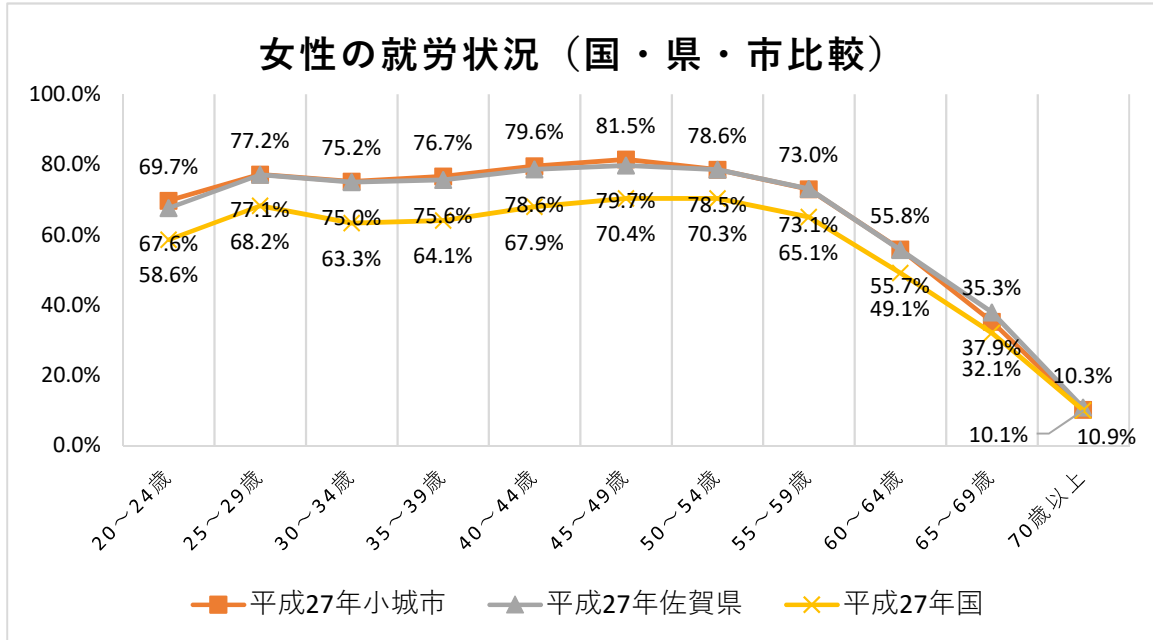
25 歳～54 歳の女性の就業者総数は、平成 22 年調査の 6,440 人(就業者総数の 47.37%)から 6,330 人(同 47.85%)と人数は減少しているものの、割合は増加しており、就労者の半数近くが女性ということになります。

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	比較 (H22-H27)
労働力人口(25 歳～54 歳・男性)	8,320 人	7,606 人	7,247 人	△359 人
〃 (25 歳～54 歳・女性)	6,817 人	6,680 人	6,590 人	△90 人
〃 (高齢者)	2,168 人	2,218 人	2,799 人	581 人
就業者総数(女性)	6,490 人	6,440 人	6,330 人	△110 人

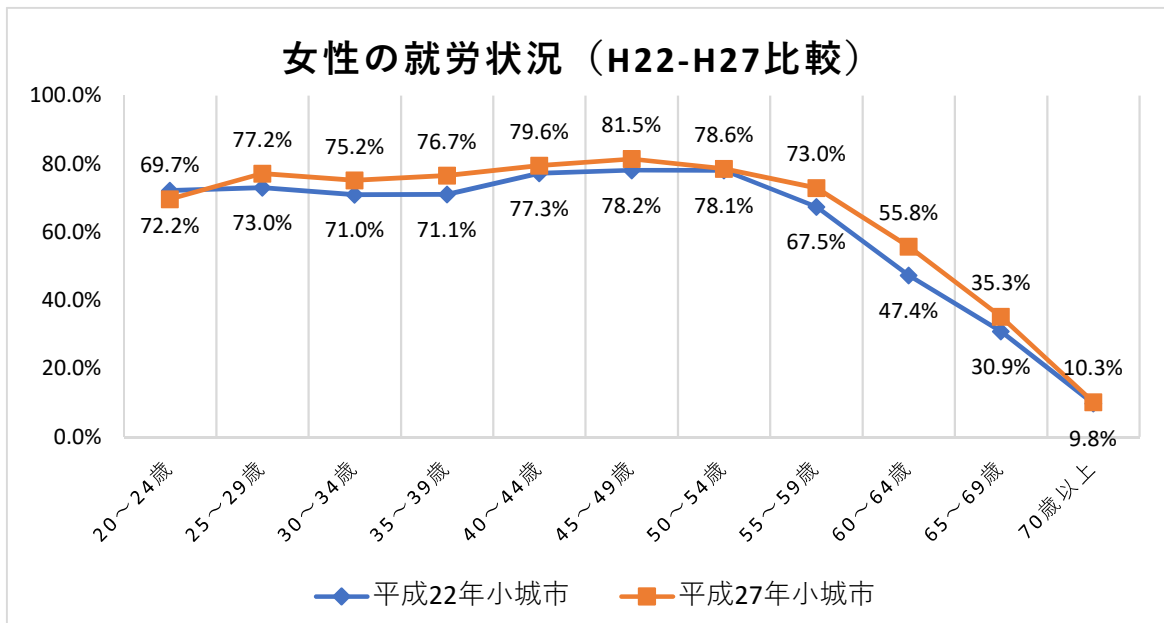
(資料:国勢調査)

第1章 プランの策定にあたって

女性の就労状況で、国の統計で表れているような出産・育児期にあたる30歳代に一時的にくぼみ(一時的な就労率の低下)、その後、子育てが一段落する40歳代にかけて就労率が持ち直すいわゆる「M字カーブ」は、国と比較すると小城市では非常に緩やかになっています。小城市の平成22年から平成27年への推移においては、25歳以上では全体的に女性の就労率が高くなっている一方で、20代前半の女性の就労率は下がっています。



(資料:国勢調査)



(資料:国勢調査)

②男女共同参画に関する意識調査

第3次プランの策定にあたり、小城市における男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会の実現に向けた施策の基礎資料とするために「男女共同参画に関する市民意識調査」と「男女共同参画に関する中学生意識調査」を実施しました。

【調査概要】

	市民意識調査	中学生意識調査
調査方法	調査票による郵送調査	学校での配布回収
調査時期	令和3年2月	令和3年2月
調査対象	小城市内に居住する満19歳以上の市民	小城市内の中学校に通学する中学2年生
標本抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	悉皆調査
調査対象者数	2,000人	396人
有効回答数	733人	365人
有効回答率	36.65%	92.17%

集計上の注意

- 端数処理の関係上、構成比(%)の計が100%とならないことがあります。
- 図表の構成比(%)は、小数第2位以下を四捨五入したものです。
- 複数回答の設問は、すべての構成比(%)を合計すると100%を超える場合があります。
- 図表の「H22」は平成22年度、「H27」は平成27年度、「R2」は令和2年度を表しています。

調査結果については、基本事業ごとに【男女共同参画意識調査結果】として掲載しています。

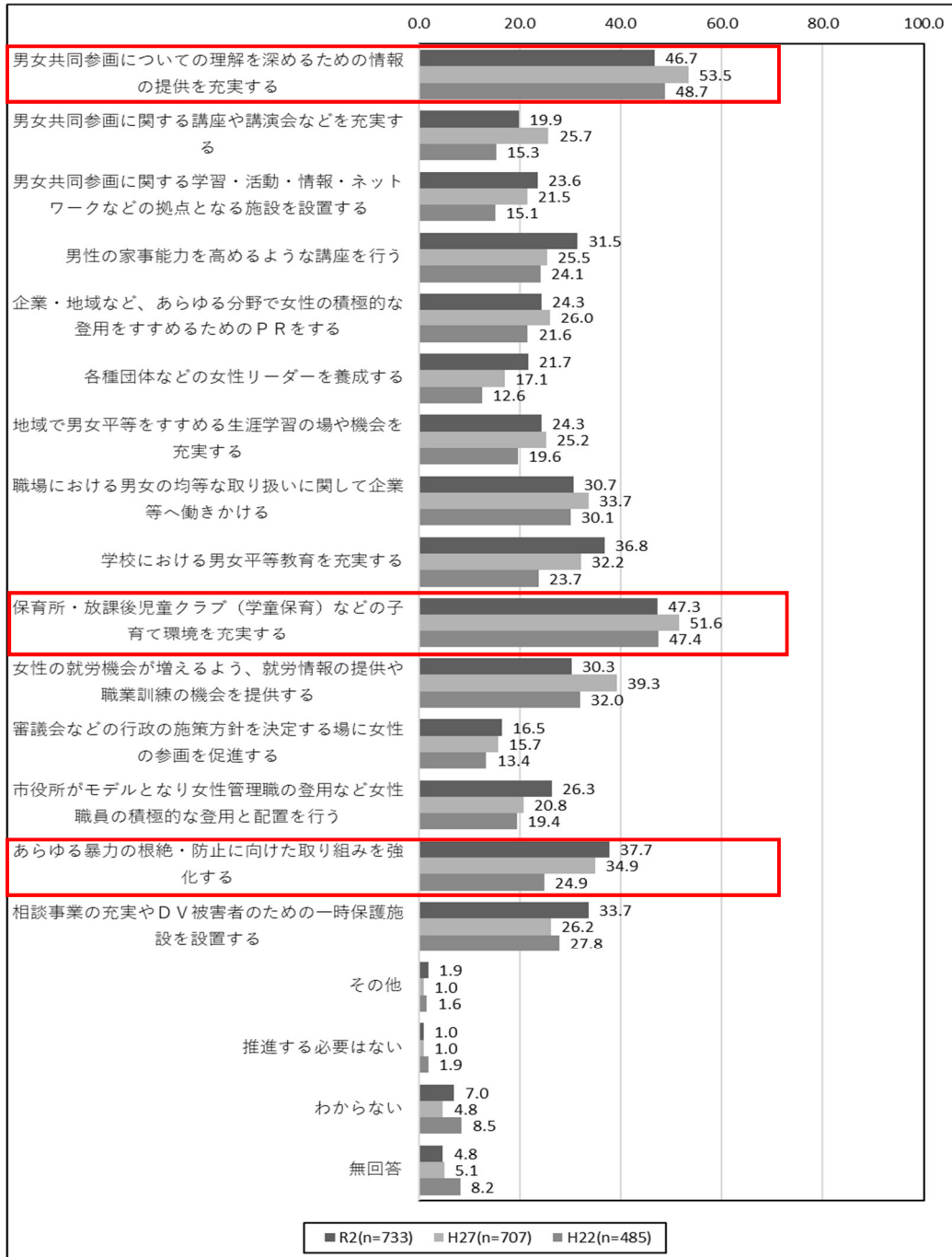


第1章 ブランの策定にあたって

ア 男女共同参画社会の推進につながる取組について

男女共同参画社会の推進につながる取組については、「保育所・放課後児童クラブ(学童保育)などの子育て環境を充実する」と答えた市民の割合が47.3%で最も高く、次いで「男女共同参画についての理解を深めるための情報の提供を充実する」46.7%、「あらゆる暴力の根絶・防止に向けた取り組みを強化する」37.7%となっています。

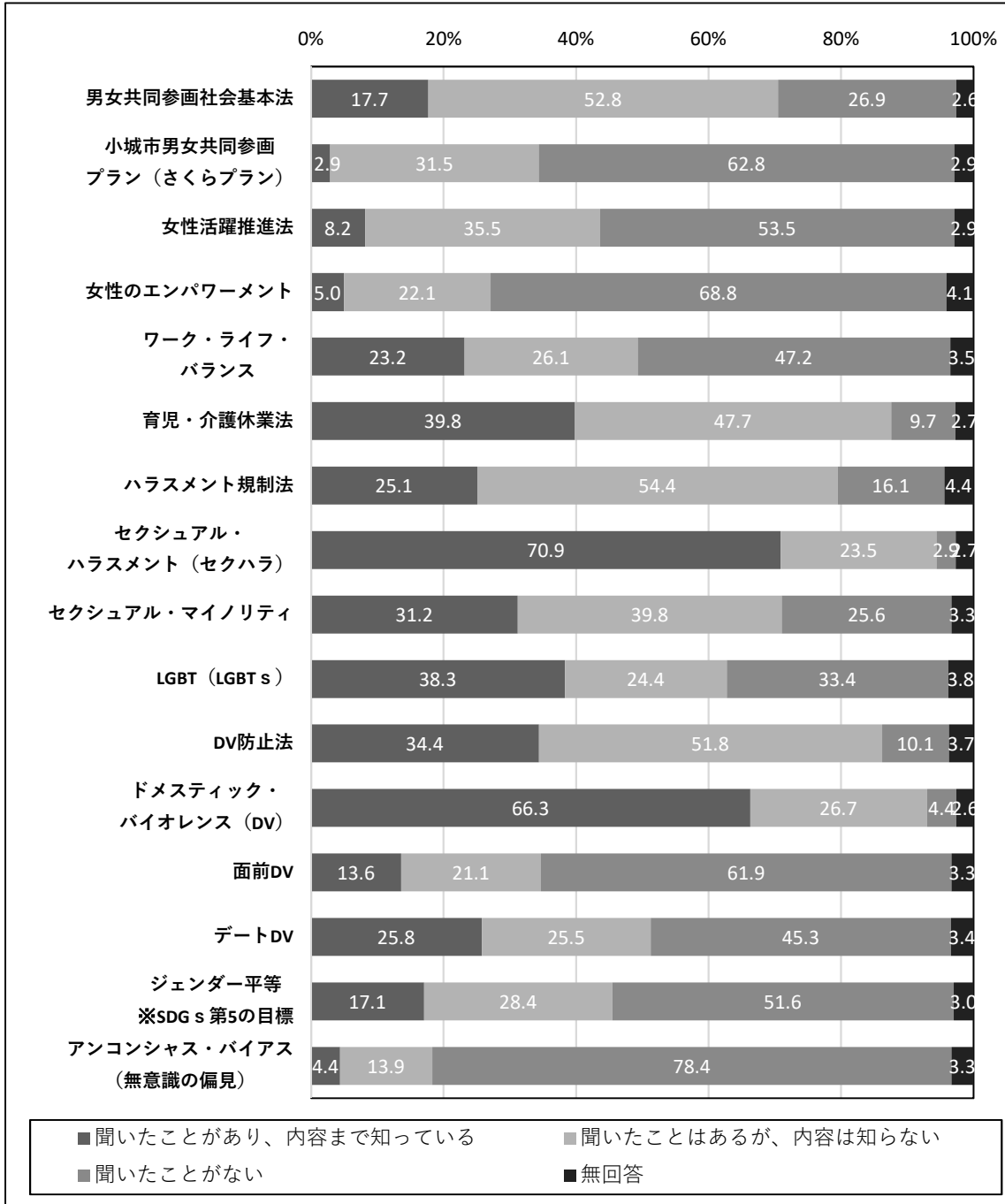
○過去調査比較(市民)



イ 男女共同参画に関連する用語の認知度について

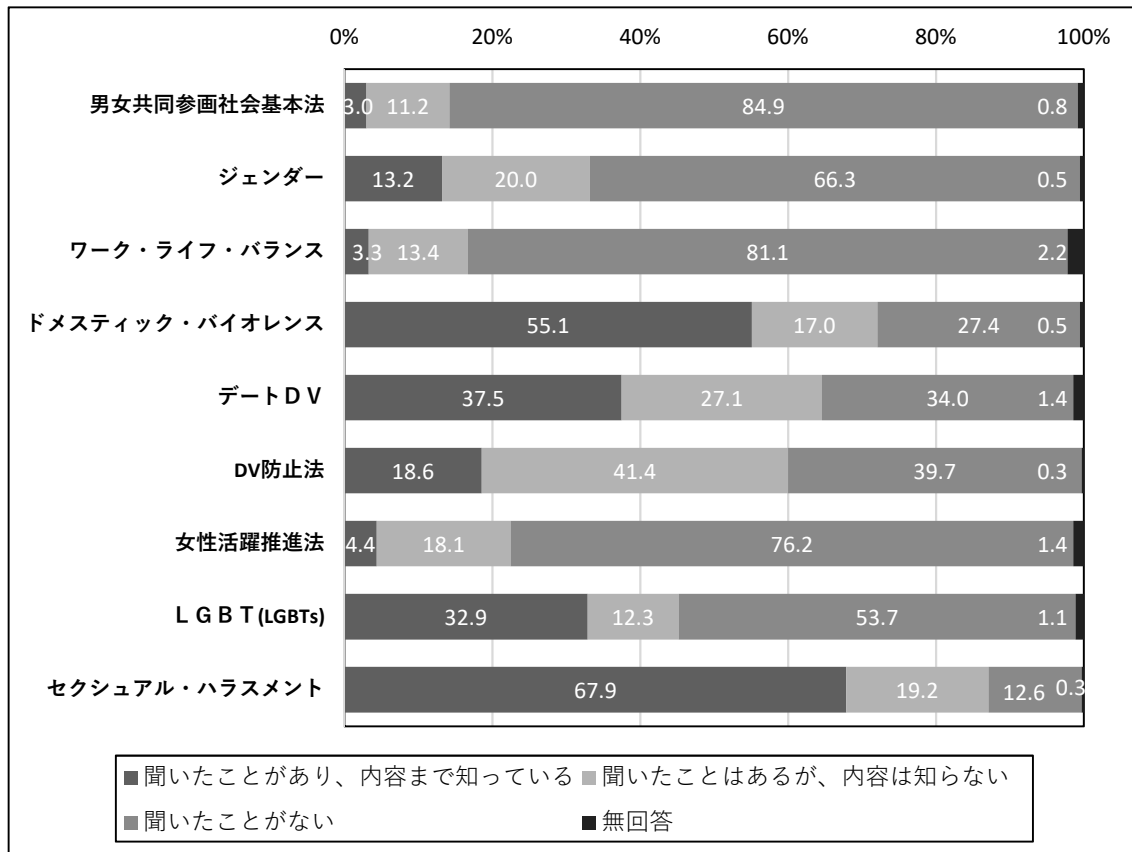
男女共同参画に関連する用語の認知度については、市民・中学生ともに「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といった近年マス・メディアなどでも頻繁に見聞きするようになった言葉以外の用語については認知度が低くなっています。

○市民



第1章 プランの策定にあたって

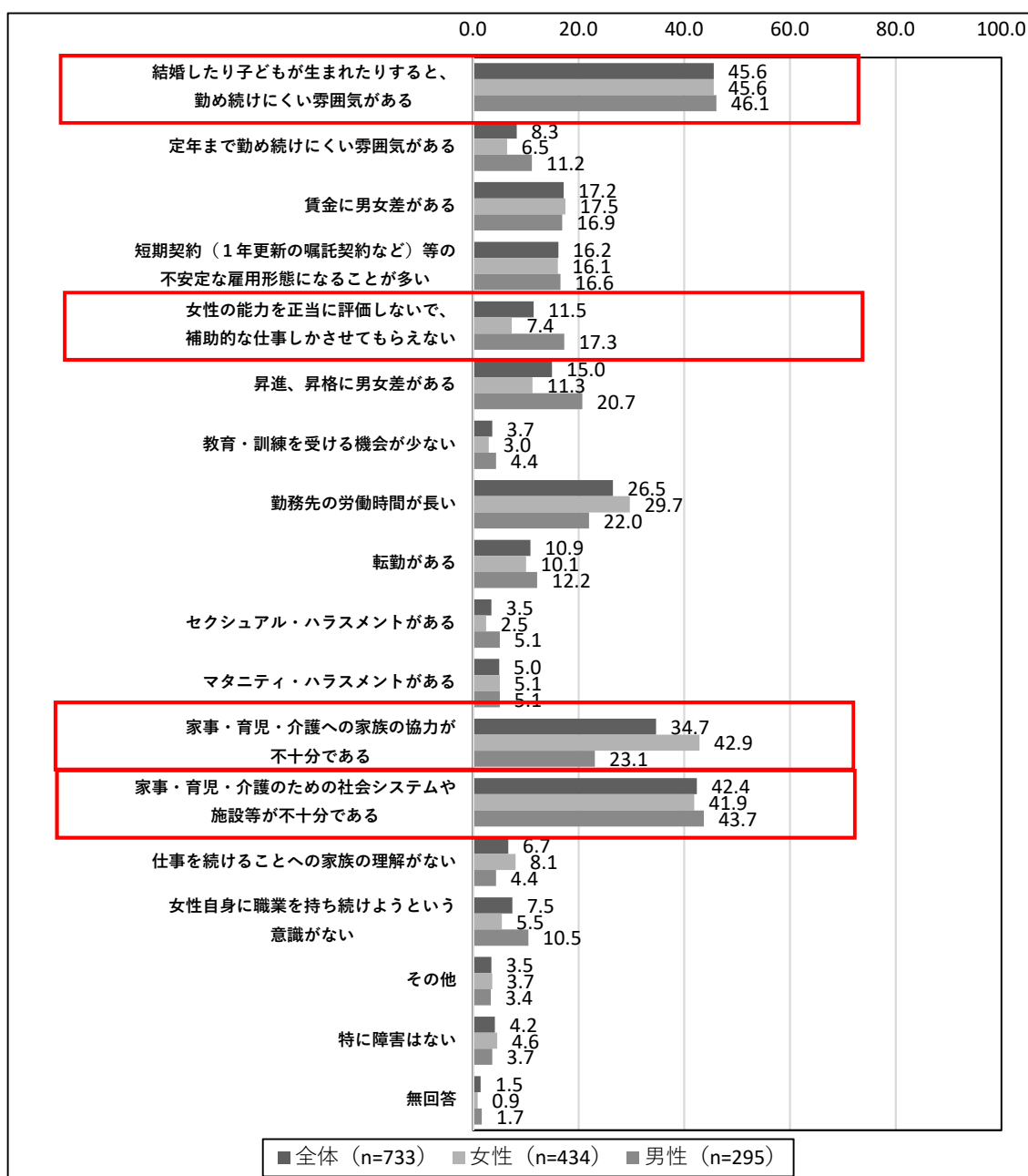
○中学生



ウ 女性の仕事継続の課題について

女性が仕事を続けていくうえで特に障害になっていることについては、「結婚したり子どもが生まれたりすると、勤め続けにくい雰囲気がある」と答えた市民の割合が45.6%で最も高く、次いで「家事・育児・介護のための社会システムや施設等が不十分である」42.4%となっています。性別比較で見ると、「家事・育児・介護への家族の協力が不十分である」と回答した割合は、女性(42.9%)が男性(23.1%)より19.8%高くなっています。一方、「女性の能力を正當に評価しないで、補助的な仕事しかさせてもらえない」と回答した割合は、男性(17.3%)が女性(7.4%)より9.9%高くなっています。

○市民



(3) 第3次小城市男女共同参画プラン策定にあたっての課題

第2次プランでは、「男女がともに認めあい、支えあい、希望あふれる小城市をめざして」を目標に、小城市における男女共同参画社会の形成を目指し、「男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり」「男女が共に参画する社会づくり」「仕事と生活の調和が実現できる環境づくり」「誰もが安心して暮らせる社会づくり」「配偶者等に対する暴力のない社会づくり」の5つの基本目標、13の施策の方向、23の基本事業を定め、69の事業について取組を進めてきました。

令和2年度に男女共同参画に関する市民意識調査と中生意識調査を実施し、その結果を平成27年度調査及び平成22年度調査と比較することから第2次プランの事業進捗と実態を把握し、第3次プラン策定に向けた課題整理を行いました。

固定的性別役割分担意識に反対する市民の割合は、第2次プラン策定時より高くなり、男女共同参画への認識や理解は進んできました。しかし、男性の家事参画が進まない現実や、女性の仕事の継続とキャリア形成の課題もあるため、男女共同参画社会の実現に向けた取組を継続していく必要があります。

第3次プランの策定にあたっては、第2次プランを継承して継続的な取組となる男女共同参画に関する啓発・理解促進や、家庭・教育・地域・職場など様々な場における男女共同参画の推進、女性の活躍推進とDVの防止と被害者支援などは一層進めていく必要があります。また、女性をはじめあらゆる人が安心して暮らせるための支援や、ともに支えあい、一人一人の多様性を尊重できる社会、そして、仕事と家庭の調和が実現できる具体的な環境づくりに向けた取組も必要です。

本市の様々な事業の実施にあたっては、社会のニーズを的確に把握することに加え、男女共同参画の視点を忘れないことが非常に重要なポイントとなりますので、全庁的な男女共同参画の取組を推進していきます。

また、国際的な社会情勢として令和12(2030)年までの「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)、今後本格化する人口減少社会における働き方や暮らし方の変革、近年世界中で拡大する新型コロナウイルス感染症と「新たな日常」への対応、国内で頻発する大規模災害などの非常時を予想した災害対応などを考慮しながら、男女共同参画の実現に向けた取組を行っていく必要があります。

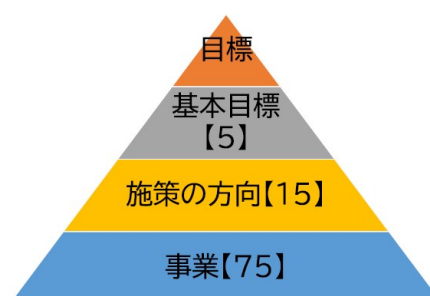
第 2 章 プラン策定の方針

1. プランの位置付け

- (1)本プランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」と位置付け、国・県の男女共同参画基本計画を勘案して策定するものです。
- (2)本プランは、本市の長期計画である「第2次小城市総合計画」と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するため、具体的な取組の方向性を示すものです。
- (3)本プランの「基本目標Ⅲ 仕事と生活の調和が実現できる環境づくり」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4)本プランの「基本目標Ⅴ 配偶者等に対する暴力のない社会づくり」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

2. プランの構成

本プランは、男女共同参画社会の実現に向け、本市が目指す「目標」、5つの「基本目標」、それらの実現に向けて取り組むべき「施策の方向」を明らかにし、その方向性に沿って推進する具体的な「事業」で構成しています。



3. プランの期間

本プランの期間は、令和4年度(2022 年度)から令和8年度(2026 年度)までの 5 か年とします。

4. プランの名称

平成 19 年に策定した第 1 次プランは、名称を公募して「さくらプラン」と名付けられ、平成 29 年度からの第2次プランの名称も「さくらプラン」としています。第 3 次プランの名称も継承し「さくらプラン」とします。

桜(さくら)は市の木、花として制定され市民に親しまれており、小城市の男女共同参画が、淡いピンク色の花から、複数の美しい見をつける実桜(さくらんぼ)のように実りある計画となるようにとの願いが込められています。

5. SDGsについて





「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」とは、平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標です。

17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。小城市においても、SDGsの理念や関連性を意識しながら、各施策に取り組むこととしています。



出典:国際連合広報センター

なお、本プランに掲げる施策と関連する SDGsの目標は次のとおりです。

	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワメントを行う</p>
	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発のための実施手順を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

出典:外務省(仮訳)